税務課からのお知らせ 税務課からのお知らせ

医療費控除について・医療費控除はどのくらい還付されるの?

平成29年分の確定申告から、医療費に係る領収書の提出が不要となり、かわりに「医療費控除の明細 書」の添付が必要となりました(保険証の健康保険組合等から発行される「医療費のお知らせ」により、 記載が省略できる場合があります)。なお、税務署から記載内容の確認を求める場合がありますので、領 収書は5年間保存する必要があります。



医療費控除の明細書は、個人ごと、支払先ごとに記載します。

- ・健康保険組合等から届いた「医療費のお知らせ」に記載 の支払額 365,700円
- 健康保険組合等から届いた「医療費のお知らせ」に記載が ないが、医療費控除の該当となる領収書(下記のとおり)

太郎さん A病院 30.000円 (年間合計) 太郎さん B薬局 20.000円 (同上) 50.000円 (同上) 花子さん C歯科 次郎さん D医院 15,000円 (同上) 三郎さん E病院 40,000円 (入院費)

- ・このほか、三郎さんのE病院への支払に係る生命 保険の入院保障として40,000円受け取りました。 これは**医療費の補てん額として、該当の額から差** し引きます。
- ・このほか、生命保険のお見舞金として100,000円 の受け取りがありましたが、この場合は補てん額 として計上する必要はありません。申告時にお問 い合わせください。



医療費を世帯で25万円支払いました。 還付される金額はいくらですか?



下記の例では所得税の還付は約 7,500円です。

このほか次年度の町県民税が本来 の税額より次のように減額されます。 150,000円×10%(町県民税の税率) =約15,000円

確定申告で還付されるのは、医療費では なく源泉徴収された所得税ですので、ご 注意ください。

給与収入 3,500,000円 社会保険料 525,000円 扶養1名(17歳の子) 50,200円 源泉所得税 支払った医療費 250,000円

250,000円-100,000円

= 150,000円 (医療費控除額) ×5% (所得税の税率)

=約7,500円

また、所得税が源泉徴収されていなければ、医療費控除 を適用させても還付はありません。



医療費の支払いが年間で 10万円未満でも控除で きる場合があると聞きま したが…



所得金額の合計額が200万円以下の 場合、その5%以上の支払いがあれ ば控除できます。

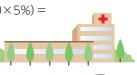
下記の例では所得税の還付は約3,100円 です。このほか次年度の町県民税が本来 の税額より次のように減額されます。 |62,500円|×10% (町県民税の税率) =約6,200円

給与収入 1,200,000円 (所得550,000円) 8,600円 源泉所得税 支払った医療費 90,000円



90,000円-27,500円 (550,000×5%) = 62,500円 (医療費控除額)

×5% (所得税の税率) =約3,100円





セルフメディケーション



昨年から新しくできた「セルフメディケーション税制」とは何ですか?

•



健康の増進のため一定の取組を行う方で、左のマークのついた一般用医薬品の年 間購入費が12,000円を超える場合に、医療費控除との選択制で適用できる控除で

この特例の適用を受ける方は、次の2つが必要です。

- ①「セルフメディケーション税制の明細書」の提出(領収書も提示してください)
- ② 適用を受ける年分において一定の取組を行ったことがわかる書類の提示または提出

5 申告が必要ない方

○年末調整の済んだ給与所得のみで、勤務先から茨城町に「給与支払報告書」が提出されている方 ○町内在住の方の税法上の扶養となっている方(健康保険組合等、保険証の扶養とは異なります)

- ●公的年金のみを受給している方で、次に該当する方
 - ・公的年金収入金額が年間 98万円以下の65歳未満の方
 - ・公的年金収入金額が年間148万円以下の65歳以上の方

※所得税の確定申告を税務署に提出される方は、町県民税の申告は不要です。

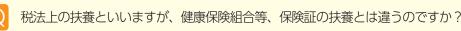
●の方は申告しなく ても非課税です!

6 町の申告会場で受付できない申告(水戸税務署等で申告してください)

- ○青色申告(申告決算書等が作成済で、申告書だけの場合もできません)
- ○相続税申告、贈与税申告、**消費税申告**
- ○収用以外の譲渡所得、FX 等、先物取引に係る雑所得
- ○新規に住宅借入金等特別控除を受ける申告、新規ではないが借換えがあった申告、連帯債務のある方
- ○増改築、特定改修、認定長期優良住宅等による特別控除
- ○相続または贈与税に係る生命保険契約や損害保険等に基づく年金による所得の申告
- ○「確定申告書控」に税務署の収受日印が必要な方
- その他複雑な申告につきましても、税務署へご案内させていただく場合があります。









税法上の扶養は、年ごとに、年末調整や申告で扶養控除の適用をすること です。健康保険組合等、保険証の扶養になっていることではありません。 健康保険組合等の扶養については、勤務先の担当者にお問い合わせください。





町県民税と住民税、所得税はどう違うの?



所得税は国税です。町県民税と住民税は同じもので地方税です。

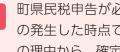


・町県民税 前年の所得を元に算出され、翌年度課税(いわゆる後払い)





私は給与収入のほかに、原稿料 として年間で19万円の副業が あります。申告は必要ですか?



町県民税申告が必要です。所得税は所得 の発生した時点で源泉徴収されている等 の理由から、確定申告は不要です。



町県民税は、申告により他の所得と合算して税額を算出しますので、副 業で20万円以下の所得であっても町県民税申告が必要です。

